

航空安全に関する行政評価・監視

評価・監視結果に基づく〈勧告〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つです。行政の運営全般についてテーマを定めて調査を行い、把握した事実に基づいて総務大臣から関係大臣に対して勧告を行うなどにより、行政運営の改善を推進します。



背景等

航空交通は、今や国民生活に欠くことのできない交通手段として定着。その一方、一たび事故が発生した場合には、多数の人命が失われるなど大きな社会的・経済的損失をもたらすおそれあり

この行政評価・監視は、日本航空907便事故（平成13年1月）、全日空61便ハイジャック事件（11年7月）、米国同時多発テロ事件（13年9月）の発生等を踏まえ、航空機の安全な運航を確保するための施策（セーフティ施策）及びハイジャック防止等に係る航空保安対策（セキュリティ施策）の実施状況を調査

行政評価・監視の実施

調査により把握した事実に基づいて、必要な改善措置を講ずることを総務大臣から国土交通大臣に勧告
<セーフティ施策>

航空事故を防止するための施策

- ・ 航空安全に係る施設の保守管理の徹底
- ・ 航空管制官の健康管理の充実

飛行場における消火救難体制の確立

- ・ 空港緊急計画の策定とその実効性の検証

<セキュリティ施策>

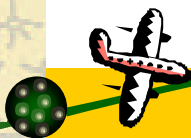
飛行場における航空保安対策の基盤整備

勧告先：国土交通省
勧告日：平成15年12月16日

主な実地調査対象機関（飛行場）

国管理飛行場14、共用飛行場3、特殊法人管理飛行場2、地方管理飛行場13（計32飛行場）

勧告に基づく改善措置の状況については、勧告後6か月後及び1年半後を目途にフォローアップ



○ 航空事故を防止するための施策

- ・ 航空安全に係る施設の保守管理の徹底
- ・ 航空管制官の健康管理の充実

制度 仕組み

< 航空安全に係る施設の保守管理 >

航空安全に係る施設の機能及び性能を常に正常な状態に維持するため、施設の利用者は、保守管理要領等を作成し、これに基づき定期的及び臨時に保守点検を実施する仕組み

< 航空管制官の健康管理 >

航空管制官は注意力・集中力を維持し、瞬時に的確な判断を下し得るよう心身の状態を良好に保っておくことが重要

このため、航空管制官には、定期的な身体検査の義務付けあり

現状 実態

施設の保守管理について改善を要するものあり

- ・ 滑走路等の飛行場基本施設について適切な保守管理が行われず障害が発生したもの又は航空運送事業者から安全性について指摘があるもの (31飛行場中 4飛行場)
- ・ 不点灯となった航空灯火 (航空保安施設) の復旧に長時間を要したもの (同じく2飛行場 3事例)
- ・ プログラムミスを発見できず、航空管制システムに障害が発生し多数の航空機の定時運航を妨げたもの (1事例)

国土交通省では、日本航空907便事故の発生を踏まえ、航空管制官の管制席着席時間の明確化等の措置を講じたが、疲労等による注意力・集中力の低下を防止するための指針等は定めていない。

勧告要旨

滑走路等の飛行場基本施設、航空保安施設等について、障害発生の実例収集と原因の分析及びその結果の周知等を通じて、同種類別の障害が発生しないよう保守管理を的確に実施すること。

航空管制官の疲労等による注意力・集中力の低下を防止するため、航空管制官の健康管理の方法等に関する指針を定めること。



○ 飛行場における消火救難体制の確立

・ 空港緊急計画の策定とその実効性の検証

制度 仕組み

< 空港緊急計画の策定を通じた関係機関の連携 > と < 消火救難訓練の実施 >

航空事故等の発生に備えて、飛行場管理者、消防機関、警察機関、医療機関等の関係機関があらかじめ各機関の役割を明確にするとともに、定期的かつ実践的な消火救難訓練を実施することが重要

国土交通省では、飛行場管理者に対し、緊急時の連絡通報体制、関係機関との協力体制、グリッドマップ^(注)の作成等を含む空港緊急計画の策定、消火救難訓練の定期的な実施等を指導

(注) 緊急事態が発生した場合、その発生地点の表示を容易にするために作成する飛行場及びその周辺の詳細な格子地図

現状 実態

空港緊急計画が策定されていないもの(31飛行場中7飛行場)あり

31飛行場のうち、空港緊急計画に定められた関係機関が緊急連絡体制図に記載されていないもの(16飛行場)、消防機関等との協力協定を締結していないものなど(4飛行場)、飛行場内又は飛行場周辺のグリッドマップを作成していないもの(5飛行場)あり

消火救難訓練を定期的な実施していないもの(31飛行場中8飛行場)及び訓練実施後に改善のための評価を行っていないもの(同じく7飛行場)あり

勧告要旨

実効性のある飛行場緊急対応体制を確保するため、緊急連絡体制図、関係機関との協定及びグリッドマップを含む空港緊急計画の策定を促進するとともに、その適時適切な見直しを行うこと。

消火救難訓練を定期的かつ効果的に実施するとともに、訓練終了後の評価を的確に行うことにより、訓練の充実強化を図ること。



○ 飛行場における航空保安対策の基盤整備

制度 仕組み

<ハイジャック対応訓練の実施>

関係機関が連携して情報伝達や現地対策本部設置等の訓練を実施し、ハイジャック等の発生時に適切に対処できる体制を整えることが重要。国土交通省では、飛行場管理者にその実施を指導

<施設設備の管理と警備>

国土交通省では、飛行場管理者に対し立入禁止柵、ゲート等の施設の整備基準及び警備の実施基準を定めた空港保安計画を策定し、これに基づき施設の整備及び警備を適切に実施するよう指導

現状 実態

全国の公共用飛行場93のうち、平成11年度から14年度までの4年間に訓練を実施していないものが55飛行場(約6割)

空港保安計画に基づく立入禁止柵等の管理及び警備の実施について改善を要するもの(28飛行場中17飛行場)あり

空港保安計画に記載された施設設備の状況が現況と異なっており内容の改善を要する又は計画が関係機関に配付されていないなど、計画の実効性が確保されていないもの(同じく10飛行場)あり

勧告要旨

ハイジャック対応訓練の実施に関する具体的な指針を明定し、飛行場管理者に示すとともに、これに基づき、ハイジャック対応訓練の実施を推進すること。

- ・ 空港保安計画に基づき、立入禁止柵、ゲート等の施設の管理及び警備を適切に実施すること。
- ・ 空港保安計画の実効性が確保されるよう、空港保安計画の適時適切な改訂を行うとともに、空港保安委員会構成員に対し空港保安計画を周知徹底すること。



< その他の勧告事項 >

- 航空機の安全な運航を確保するための施策 (セーフティ関連)
(航空事故の防止)
 - ・ 航空交通の安全確保に関する情報の適時適切な提供
 - ・ 航空管制官の訓練等の充実
 - ・ 航空身体検査の適切な実施
(飛行場における消火救難体制)
 - ・ 消火救難活動の迅速かつ円滑な実施
 - ・ 消火救難活動従事者に対する効果的な訓練等の実施
 - ・ 救急車の要請及び円滑な誘導等
- ハイジャック防止等に係る航空保安対策 (セキュリティ関連)
 - ・ 航空保安検査の的確な実施
 - ・ ハイジャック対応に係る関係機関の連携
- 航空交通の安全を確保するための検査等

< 当省の調査を契機として改善措置がとられた事項 >

- 航空事故調査官の資質の向上 (計画的な研修の実施)
- 外国航空機の安全確保 (外国航空機への立入検査)